#### 第47回田原市男女共同参画推進懇話会次第

日時:令和5年10月5日(木)

午前10時から

場所:田原市役所北庁舎1階大会議室

#### 1 あいさつ

#### 2 報告事項

- (1) 市制 20 周年 体験して学ぼう!田原市 SDG s フェスタ実績報告について ~たはらエコフェスタ 2023・第15 回男女共同参画フェスティバル~ 【資料 1】
- (2) 田原市パートナーシップ宣誓制度について
  - ・パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携協定に関する動向 【資料 2-1】
  - ・県内市町村のパートナーシップ制度状況 【資料 2-2】
  - ・愛知県ファミリーシップ制度導入 【資料 2-3】
- (2) 市の取組
  - 審議会等委員の女性登用状況 【資料 3-1】
  - ・田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標 【資料 3-2】
- 3 議 題
  - (1) 令和6年度男女共同参画フェスティバルについて 【資料4】
- 4 その他
  - (1) 各委員の取組状況・意見 【資料5】
  - (2) 懇話会LINEについて

#### 配布資料

- 【資料 1 】 市制 20 周年 体験して学ぼう!田原市 SDG s フェスタ ~たはらエコフェスタ 2023・第15 回男女共同参画フェスティバル~ 実績報告
- 【資料 2-1】パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携協定に関する動向
- 【資料 2-2】県内市町村のパートナーシップ制度状況
- 【資料 2-3】愛知県ファミリーシップ制度導入
- 【資料 3-1】審議会等委員の女性登用状況
- 【資料 3-2】田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標
- 【資料4】 令和6年度男女共同参画フェスティバルについて
- 【資料5】 各委員の取組状況・意見(当日配布)
- 【参考資料1】改正DV法(概要)
- 【参考資料2】 LGBT国民理解增進法(概要)

#### 市制 20 周年 体験して学ぼう!田原市 SDGsフェスタ実績報告

日	時	令和5年7月30日(日)10:00~15:00
場	所	田原文化会館一帯
		第 15 回男女共同参画フェスティバル
		○懇話会ブース出展「家事は誰のもの」ワークショップ
開催	内 容	○令和3年度、4年度男女共同参画啓発作文入選作品の展示
		○市民活動団体等によるワークショップ、パネル展示及びバザー
		○クイズラリー
来場	者 数	全体約1,500人

#### ■当日写真



▲出展ブースに参加する子どもたちの様子



▲懇話会ブースの様子

#### ■懇話会委員からの意見等

○全体について

#### 【開催時間について】

- ·良かった。
- ・全体の終了時間を30分程度早めてはどうかと思った。
- ・開催時間はちょうど良いと思うが、当日の集合時間は開会式の30分前くらいで十分だと思う。
- ・適度であると思うが、午後お客さんが激減するため早く終わらせてもいいと思う。
- ・開催時間は良かったが午後3時までに物品がなくなってしまったのは今後の課題。

#### 【開催場所について】

- ・地理的にもわかりやすく、駐車場の確保も容易である。各ブースの配置も適当である。
- ・室内なので天気を気にしなくてよいと思う。
- ・文化会館で定着しているのもよいが、渥美文化会館、赤羽根と毎年会場を変えてもいいかなと思う。

#### 【運営について】

- ・エコとの共同作業、共同運営が功を奏していたように思えた。
- ・当日のセレモニー等の開始時間・終了時間を明確にしてほしい。
- ・後片付けの段取りをもう少し改善する必要を感じた。
- ・総合案内の手伝いとしたが、エコチャレンジシートの節約金額の計算をその場で行うのは少々無理 があると感じたため、改善が必要だと思う。

⇒エコチャレンジシート対応は本来環境政策課スタッフの役割でしたが伝達ミスがあり、お手数をおかけしました。担当課に共有いたします。

#### 【市民活動団体による出展について】

- ・展示のみをやめ、ワークショップ・販売に特化したのはよかった。
- ・パネル展示だけではなく、体験することの面白さとその場で起こる人との関係がより生々とした場を生み出したと感じた。
- ・新しく立ち上がった団体等に出展していただくよう働きかけていきたい。

#### 【その他意見】

- ・展示内容が参加型にしたこともあり、にぎやかな出展だった。
- ・市民まつりヘブースを出すのもよいのでは。
- ・今回多くの方が来場されたので講話などがあっても良かった。
- ・パネルをじっくり見ていただくための工夫があると良いと思いました。
- ・懇話会ブースに予想外の人が参加してくれてびっくりした。テーマが家事で簡単でわかりやすかったのかと思う。参加者が高齢者から若い世代に映り、ジェンダー等の意識も少しずつ浸透してきているように感じた。
- ・事前準備の際、パネル固定用の台座やポールの破損や部品が足りなくて使用できないものが多く、 交換することになり二度手間だと感じた。普段から文化会館の備品管理をしっかりと行い、使用でき ないものは撤去しておいていただきたい。
- ・たくさんの人たちがアンケートに参加してくれ、会話しながらできてよかった。渥美地区の方の参加 は少ないと感じた。
- ・若い世代の方がたくさん来てくれたので本当に良かった。
- アンケート表にふりがなをふるとよかった。

#### ○エコフェスタとの同日開催について

- ・共同開催となるとブーススペースが限られてしまうが、工夫することで来場者には見るものや体験 する内容が増え、選択が増す。
- ・共催するならアトリウムで当会(JA)もイベントが出来ると良いなと思いました。
- ・来場者がとても多くて驚いた。家族で来場する人が多かったのもエコとの共同があってのことかと 思う。
- ・より多くの集客が見込まれるため、単独開催より良いとおもう。
- ・男女共同参画は日常の身近なこと何にことばとしてなじみにくい感じがしていたので「SDGsフェスタ」として新しい切り口を見つけたと思う。
- ・体験型ということでファミリー世代の参画が多く、人を集めることに繋がったと思う。
- ・過去に比べて来場者もとても多く、若い世代も多かったのでどの点が集客につながったのか検証して来年以降に活かしていきたい。

#### ■懇話会ワークショップ集計結果

〇おおよその来場者数※剥がれたシールもあり、正確な人数の把握が困難でありおおよその人数を積算した。

小学生以下	~10代	20~30代	40~50代	60 代以上	計
約51人	約8人	約32人	約47人	約 41 人	約180人

○投票結果は以下のとおり。

Q1. 家事は誰が行っていますか?···年代に関わらず、女性に偏った回答となった。

家事の種類		男性が行う					女性が行う				みんなで一緒に!				
年代	小学生 以下	~20	20~30	40 <b>~</b> 50	60以上	小学生 以下	~20	20~30	40 <b>~</b> 50		小学生 以下	~20	20~30	40~50	60以上
料理	4	0	1	6	1	42	7	25	37	34	7	1	7	6	5
洗濯	11	1	2	12	5	35	6	14	25	29	0	1	16	9	8
掃除	1	0	2	4	2	33	6	16	32	23	19	2	13	12	15
食器洗い	4	2	2	7	3	28	7	15	27	27	24	0	15	14	18
食品・日用品の 買い物	2	0	2	6	3	29	7	17	26	25	27	1	13	15	12

#### Q2. 家事は誰が行うとよいですか?…年代に関わらず、「みんなで」と回答する方が多かった。

家事の種類		男性が行う					女性が行う				みんなで一緒に!				
一十十	小学生 以下	~20	20~30	40 <b>~</b> 50	60以上	小学生 以下	~20	20~30	40~50	60以上	小学生 以下	~20	20~30	40 <b>~</b> 50	60以上
料理	4	1	2	3	1	15		4	2	5	39	6	25	41	35
洗濯	5	0	4	4	1	11	2	2	3	7	35	6	24	40	33
掃除	4	1	4	5	2	6	1	2	2	2	37	6	28	42	35
食器洗い	4	0	5	6	2	12	1	1	1	3	30	5	26	36	36
食品・日用品の 買い物	5	0	5	5	0	4	1	2	7	6	37	6	27	34	35

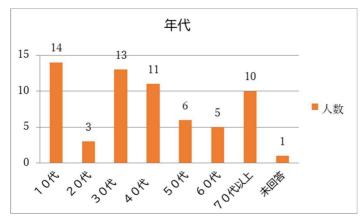
#### |ホワイトボードの意見(一部抜粋)|

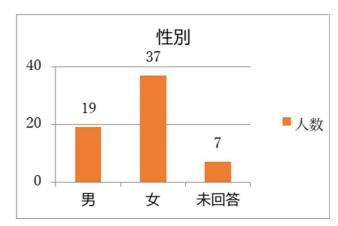
- パパが公園に子どもと行っている間にママごはん。
- ・ゴミ出し、フロそうじはパパの仕事
- おたがいを思いやり、家事等を助け合う!
- ・分担表を作る
- 見えない家事をやってこそ「家事をしている」と言える。
- ・ 完全休業日を決める。
- 70代になりました。高齢になるので家事はますます、家族でシェアしたい!!
- 「やってあげる」「協力するよ」じゃなくて、一緒に やる!でしょ!
- ママだって仕事は生きがい!パパと同じように!
- みんなで楽しんでやる!

- みんなつかう所はみんなでその時にそうじ
- •毎日の料理を順番制にしてほしい!
- ・食器を洗ったり、料理をしてくれたり、ありがとう!交代でやってくれるのは本当に助かります。
- ・とくい・ふとくいを話し合い その時その時話し合 う 一人にふたんをかけない
- ・分担を決めると責任ややりがいが出ると思うので自 分がやれることを考え、みんなでやる
- 男家族だった為、7 才から皿洗い、フロ洗い等やっていました、子どもの頃からやっていると苦になりません!
- ・ゴミ出し フロ洗い 夫と決めてやる 約束したことは絶対守る

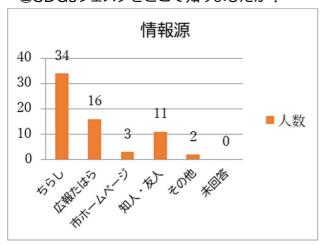
#### ■来場者アンケート結果※アンケート回収:63枚 (回答用紙220枚配布、クイズのみ回答157枚)

#### ①あなたの年代・性別は?

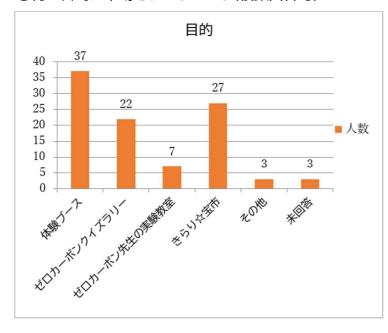




#### ②SDGsフェスタをどこで知りましたか?

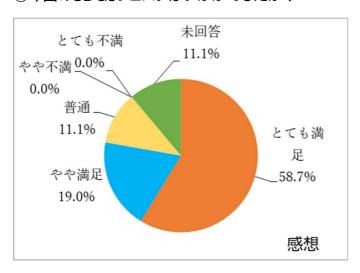


#### ③何を目的に来場されましたか?(複数回答可)

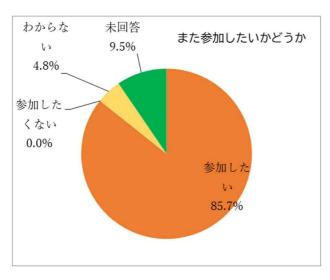


※その他 OSL O行灯づくり

#### ④今回のSDGsフェスタはいかがでしたか?



#### ⑤また参加したいですか?



#### 【来場者の感想】

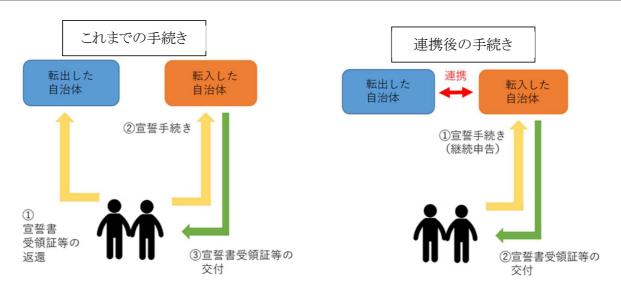
- ○たくさんの人が参加していて良かったです。
- ○大勢の人が参加して、楽しめたようなのでよかったです。
- ●入りにくいブースもあるためもう少し見やすく案内があるといいと思う
- ●きらり宝市で学生服の交換をやればもりあがるとおもう。学生服を交換したいが機会がなく困って いる市民は多いと思う。
- ●秋の涼しくなった頃など他の時期に変更してほしいです。

#### パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携について

パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、名古屋市が主体となり、愛知県内の<u>複数の市町村</u>\*で連携協定を結び、転出時に必要となる手続きを簡素化する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携協定」を10月17日より開始する。本市も参加依頼を受けており、協定に参加予定。 ※連携締結自治体の数は未定だが、名古屋市からは裏面のとおり20市町村に依頼。

#### ●協定の概要

- ・パートナーシップ制度利用者が連携している市町村間で転出入を行う際、各自治体の定めるところにより、当事者の同意に基づいて簡易な手続きで受領証等を交付する。
- ・転入先自治体が制度利用者に受領証等を交付したときは、その旨を宣誓者の転出元の締結自治体に通知する。
- 要綱及び様式、対象要件はそれぞれの自治体が定めるものとする。
- ・転出元・転入先の自治体がともに連携している場合でも、転入先の制度要件によっては継続ができないことがある。



#### ●今後のスケジュール

時期	内容						
9月6日	・名古屋市から各自治体へ参加依頼文送付						
9月上旬~中旬	・協定書(案)の確定(協定参加自治体の確定) ・広報等の方針等の確認						
9月中旬~10月上旬	・各自治体で協定締結に向けた事務手続き Ex.協定書決裁、要綱改正、HP修正等						
10月17日	プレリリース・協定締結						

※本市を除く東三河4市についても協定参加意向あり。

#### ●参加予定自治体一覧(令和5年9月21日時点)

自治体名	制度の名称	参加の予定状況
名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度	参加
豊橋市	豊橋市パートナーシップ制度	参加
岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	参加
一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	参加
半田市	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	参加
春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	参加
豊川市	豊川市パートナーシップ宣誓制度	参加
豊田市	豊田市ファミリーシップ宣誓制度	調整中
西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	参加
蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ宣誓制度	参加
新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度	参加
東海市	東海市パートナーシップ宣誓制度	参加
大府市	大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	調整中
知立市	知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	参加
日進市	日進市パートナーシップ宣誓制度	参加
田原市	田原市パートナーシップ制度	参加
長久手市	長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	参加
幸田町	幸田町パートナーシップ宣誓制度	調整中

導入済 自治体数

25

市町村名	導入状況	制度開始日(予定日)	名称	性的少数者だけ でなく、異性 カップル・事実 婚も対象	子の認 証(※)	備考
名古屋市	導入済	2022年11月14日	名古屋市ファミリーシップ制度	0	0	
豊橋市	導入済	2021年4月1日	豊橋市パートナーシップ制度		Ť	東三河5市で連携協定 R4.7月~
岡崎市	導入済	2022年4月1日	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	0	0	
一宮市	導入済	2022年9月1日	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	0	Ō	
瀬戸市	導入済	2023年8月1日	瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度		Ō	
半田市	導入済	2023年4月1日	半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	0	0	
春日井市	導入済	2022年5月1日	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	Ŭ	0	
豊川市	導入済	2022年7月1日	豊川市パートナーシップ宣誓制度		Ŭ	東三河5市で連携協定 R4.7月~
津島市	477///	2022-17711	豆が切り、 イグ・グググロミ 耐及			朱二月 5 印で足透励だ 代表 77]
碧南市						
刈谷市	導入済	2023年7月1日	   刈谷市パートナーシップ宣誓制度			
豊田市	導入済	2021年7月16日	豊田市ファミリーシップ宣言制度		0	
安城市	導入予定	未定	豆田印ファミケーファン旦音制度		0	
西尾市	導入済	2019年9月1日	  西尾市パートナーシップ宣誓制度			
蒲郡市	導入済	2022年1月4日	選邦市パートナーシップ宣誓制度	0		東三河5市(豊橋市、豊川市、 蒲郡市、新城市、田原市)で連 携協定 R4年7月1日~
犬山市						
常滑市						
江南市	導入予定	2023年度中				
小牧市	導入済	2023年2月1日	小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度		0	
稲沢市						
新城市	導入済	2022年4月1日	新城市パートナーシップ宣誓制度			パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市) R4.7.1~
東海市	導入済	2023年4月1日	東海市パートナーシップ宣誓制度			
大府市	導入済	2023年7月1日	大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	0	0	
知多市	導入予定	2023年度中				
知立市	導入済	2023年4月1日	知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	0	0	
尾張旭市	導入予定	2024年3月1日				
高浜市	導入済	2022年4月1日	高浜市パートナーシップ宣誓制度			
岩倉市						
豊明市	導入済	2020年5月1日		0		
日進市	導入済	2023年3月1日	日進市パートナーシップ宣誓制度	0		
田原市	導入済	2022年4月1日	田原市パートナーシップ制度			パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市) R4.7.1~
愛西市						
清須市						
北名古屋市	導入予定	未定				
弥富市	. –					
みよし市 あま市	導入済	2022年10月1日	みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度		0	
長久手市	導入済	2023年6月1日	長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	0	0	
東郷町						
豊山町	導入済	2022年9月1日	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度		0	
大口町						
扶桑町						
大治町						
蟹江町						
飛島村						
阿久比町						
東浦町						
南知多町						
美浜町						
武豊町	導入予定	未定	未定			早期導入に向けて検討中です。
幸田町	導入済	2023年7月1日	幸田町パートナーシップ宣誓制度			
設楽町						
東栄町						
豊根村						
			ı			

現在地

<u>ホーム > 分類からさがす > トップページ表示アイコン > トップページ表示アイコン > 記者発</u> 表資料 > 【知事会見】ファミリーシップ制度の導入に向けた検討を開始します

## 【知事会見】ファミリーシップ制度の導入に向けた検討を開始します

ページID:0477051 掲載日:2023年8月17日更新

愛知県では、この度、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向け、自治体が独自で取り組むことができる「ファミリーシップ制度」の導入に向け検討していくこととしました。

今後は、愛知県人権施策推進審議会において検討を進めてまいります。

#### 1 ファミリーシップ制度の現状

- 「ファミリーシップ制度」とは、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及び生計を同一にする子ども等の家族について、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度。
- 当初は、「パートナーシップ制度」として、一方または双方が性的少数者である同性カップルから始まった制度だが、最近では、同性に限定せず、異性カップルを対象としている自治体が増えている。また、パートナーの子ども等も家族とみなす「ファミリーシップ制度」にまで拡充している自治体もあり、内容が多様化してきている。

#### 2 ファミリーシップ制度導入の検討開始の経緯

本年5月に開催した、第1回愛知県人権施策推進審議会において、委員より「パートナーシップ制度の導入に向けて検討を進めてもらいたい」との御意見をいただいた。

その後、関係団体等にヒアリングを実施したところ、制度の導入に賛成する意見や、具体的な制度の内容についての提案を数多くいただいた。

今後は、9月に開催する第2回愛知県人権施策推進審議会において、委員の御意見を伺い、その

後、今年度末に策定予定の「人権施策に関する基本計画」の中に「ファミリーシップ制度」を盛り込み、パブリックコメントを行って県民の御意見を幅広く伺いながら、導入に向けた検討を進めることとした。

#### 3 ファミリーシップ制度導入に向けた事務局案

#### (1)制度骨子

項目	内容	考え方
対象者	・全てのカップル(同性・異性を問わない)及び生計を同一とする子ども等の家族	・性的少数者だけを対象者とした制度にすると、証明書を持っていることが、望まないカミングアウトにつながるおそれがある。 ・子どもを育てている(育てたい)カップルが増えている。
対象地域	・愛知県内居住者(すでに制 度を導入している市町村を含 む。)	・制度を導入していない市町村がある。 ・制度を導入している市町村であって も、地元では申請しにくいと感じる人も いる。
根拠	·要綱	・「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」を理念として盛り込んだ「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を既に制定している。 また、条例15条に、性の多様性の理解増進等についても規定済み。

#### (2) 今後の検討スケジュール(案)

2023年9月 第2回愛知県人権施策推進審議会

#### ・制度設計に係る骨子(案)について意見聴取

#### 12月 第3回愛知県人権施策推進審議会

・要綱(案)について意見聴取

#### 2024年1月 「人権施策に関する基本計画」に盛り込んでパブリックコメント

3月 第4回愛知県人権施策推進審議会

・最終案の確認

4月 ファミリーシップ制度運用開始(予定)

#### このページに関する問合せ先

愛知県県民文化局人権推進課

人権相談グループ

電話:052-954-6749

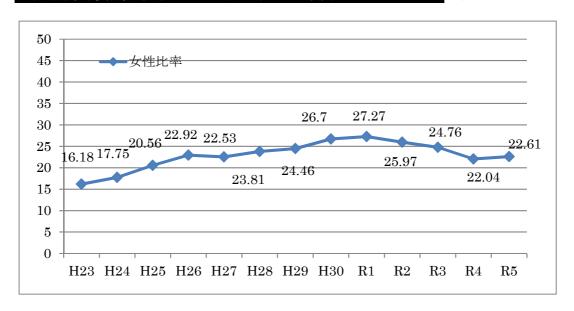
メール:jinken@pref.aichi.lg.jp

#### 女性登用率の向上について

審議会等に男女がともに参画し、平等に意見が反映されるよう、各課所管の審議会等 の委員登用にご配慮ください。委員選任はあて職によるところが多く、女性比率が低い 会議が多くなっていますが、各課において女性の人材発掘、育成に努めてください。

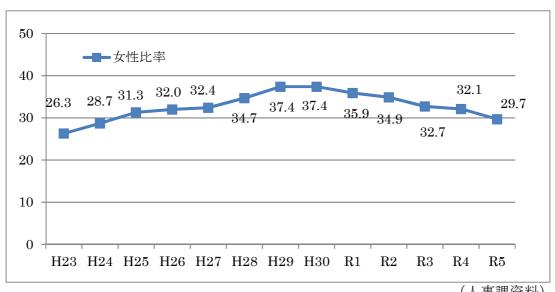
また、市職員の管理監督者への女性登用率は着実に上昇しています。女性職員の能力 向上と並行して、男性管理職者の意識改革も必要です。引き続き、男女が共に能力を発 揮できるよう、各課室での人材育成、職員の男女共同参画の意識付けにご協力ください。

#### |審議会等委員の女性比率推移<令和8年度目標:30.0%>|



※会議体により委員の総数、構成等が異なるため、数値のみで女性の参画度を測るこ とは必ずしも適当ではありません。

#### ■市職員管理監督者の女性比率推移<令和 8 年度目標:35.0%>



(人事課資料)

#### ■地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関

	執行機関名		和5年	变	수.	和4年	度	令和3年度		
	₩111版房1 <b>口</b>	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率
1	選挙管理委員会	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0
2	公平委員会	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3
3	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	3	0	0.0	3	0	0.0
4	教育委員会	4	2	50.0	4	2	50.0	4	2	50.0
5	監査委員会	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
6	農業委員会	23	2	8.7	23	2	8.7	23	2	8.7
	合計・平均	39	7	17.95	39	6	15.38	39	6	15.38

#### ■法令・条例に基づき設置されている附属機関

	4. 医操用点	\$+ 66-+FI +hn	f	3和5年	度	숚	和4年	度	f	和3年	 度
	付属機関名	法的根拠 	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率
1	防災会議	田原市防災会議条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7
2	国民保護協議会	田原市国民保護協議会条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7
3	総合計画審議会	田原市総合計画審議会条例	24	7	29.2	-	_	-	-	-	-
$\overline{}$	行政改革推進委員会	田原市行政改革推進委員会設置条例	-	-	-	_	_	_	_	-	-
4	市民協働まちづくり会議	田原市市民協働まちづくり条例	10	3	30.0	10	3	30.0	11	6	54.5
$\overline{/}$	情報公開審査会	田原市情報公開条例	-	-	-	5	2	40.0	5	2	40.0
	個人情報保護審査会	田原市個人情報保護条例	-	-	-	5	2	40.0	5	2	40.0
5	行政不服審査会	田原市行政不服審査法施行条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0
6	交通安全対策会議	田原市交通安全条例	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
$\overline{}$	特別職報酬等審議会	田原市特別職報酬等審議会条例	-	-	-	8	2	25.0	8	2	25.0
7	国民健康保険運営協議会	田原市国民健康保険条例	9	1	11.1	9	2	22.2	9	2	22.2
8	環境審議会	田原市環境基本条例	10	2	20.0	10	3	30.0	10	3	30.0
広域 連合	介護認定審査会	東三河広域連合介護保険条例			下記に	記載		•	23	7	30.4
9	民生委員推薦会	民生委員法	7	2	28.6	7	2	28.6	7	2	28.6
広域 連合	障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法									$\overline{}$
10	都市計画審議会	田原市都市計画審議会条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1
11	公営住宅入居者選考委員会	田原市市営住宅の設置及び管理に関する条例	8	3	37.5	8	4	50.0	8	4	50.0
12	空家等対策協議会	田原市空家等対策協議会設置条例	7	1	14.3	7	1	14.3	下	記に記	載
13	給食センター運営委員会	田原市給食センターの設置に関する条例	7	4	57.1	7	3	42.9	7	3	42.9
14	青少年問題協議会	田原市青少年問題協議会条例	24	4	16.7	24	3	12.5	25	3	12.0
15	社会教育委員会	社会教育法	14	4	28.6	14	4	28.6	14	3	21.4
/	スポーツ推進委員	スポーツ基本法		下記に	記載	28	6	21.4	29	9	31.0
16	文化財保護審議会	田原市文化財保護条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1
17	博物館協議会	田原市博物館条例	6	2	33.3	6	2	33.3	6	2	33.3
18	図書館協議会	田原市図書館条例	9	4	44.4	9	6	66.7	9	6	66.7
19	田原市子ども・子育て会議	田原市子ども・子育て会議条例	16	10	62.5	15	8	53.3	15	8	53.3
20	消防職員委員会	消防組織法	8	2	25.0	8	0	0.0	8	1	12.5
参考	学校施設開放運営委員会	田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則	27	8	29.6	27	5	18.5	27	9	33.3
参考	田原市ごみ処理対策推進協議会	田原市ごみ処理対策推進協議会設置要綱	13	5	38.5	13	5	38.5	13	5	38.5
参考	スポーツ推進委員	スポーツ基本法	28	7	25.0			上記	こ記載		_
参考	上下水道料金検討委員会	田原市上下水道料金検討委員会設置要綱	6	2	33.3	6	2	33.3	0	0	0
参考	男女共同参画推進懇話会	任意	20	11	55.0	20	11	55.0	20	11	55.0
13	空家等対策協議会	田原市空家等対策協議会設置条例	上記に訂		記載			7	1	14.3	
広域 連合	介護認定審査会	東三河広域連合介護保険条例	23 7 30.4		23	7	30.4	上	記に記	載	
	障害程度認定審査会	障害者総合支援法	28	6	21.4					$\overline{}$	
		1~21の合計・平均	244	57	23.36	265	61	23.02	276	72	26.09
			. — —			1			1		
<b> ◇</b> ≦	≧審議会∙委員会等		283	64	22.61	304	67	22.04	315	78	24.76

※ 各審議会等の委員総数や委員構成の性質が異なりますので、女性登用率の数値のみで女性の参画度を計ることは必ずしも適当ではありません。

#### 田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

重点目標	数値目標	単位	現在 (R4)	目標 (R8)
く等重1	男女共同参画啓発イベント、研修会等の実施回数	□	4	3
りのと	家庭相談等活動延べ件数(年間)	件	477	450
識女権	要保護児童対策地域協議会実務者会議開催数(年間)	回	12	12
ブ平尊	学校・地域などの関係機関と連携した協議(実施回数)		2	2
2	民生・児童委員の女性比率	%	48.2	50.0
	人権擁護委員の女性比率	%	80.0	50.0
誰 べも	教育委員会委員の女性の人数	人	2	2
づが	農業委員の女性の人数	人	2	3
	人材養成セミナー受講生	人	0	1
り画	男女共同参画講座の開催回数	□	1	3年に1回
の	防災講習会等の参加者数	人	5,237	3,000
まち	環境審議会委員の女性比率	%	30.0	30.0
ち	NPO団体の女性会員比率	%	60.0	50.0
	乳がん検診受診率	%	10.1	20.0
	子宮がん検診受診率	%	11.4	20.0
	健康教育参加延人数	人	2,852	6,800
	乳幼児健診受診率	%	99.6	98.5
_	母子健康手帳交付者数	人	330	320
3	乳幼児、妊産婦相談者延人数	人	1,575	1,500
生	新生児、乳幼児、妊産婦家庭訪問件数	件	1,655	1,500
涯	乳幼児予防接種率	%	49.1	95.0
涯 安	介護を必要としない高齢者の割合	%	86.6	85.5
心	介護予防事業の参加者数	%	6.7	8.2
の 暮 ら	地域包括支援センターへの相談件数	件	5,040	6,000
春	介護講座開催回数	□	20	24
l l	高齢者生活支援サービス利用者数	人	14	13
づ	昼食サービス利用者数	食	14,528	
<	寝具乾燥サービス利用者数	人	4	5
IJ	高齢者住宅を改修する費用の補助申請件数	件	37	60
	成年後見制度の利用支援相談件数	件	1	1
	障害者相談支援回数	回	-	-
	母子父子家庭相談指導件数(年間)	件	389	400
	母子父子家庭の自立支援事業給付件数(年間)	件	8	2
	母子家庭等の生活支援員(ヘルパー)派遣実件数(年間)	件	0	1
4	児童クラブ待機児童数	人	6	0
	放課後子ども教室待機児童数	人	7	0
働	児童センター利用者数(年間)	人	10,036	13,000
きゃ	ファミリーサポートセンター依頼・援助件数(年間)	件	468	300
<del> </del>	入所園児数	人	1,586	_
l 6,	特別保育メニュー数	種	4	4
場	地域子ども子育て支援事業相談延利用者数(年間)	組	13220	13000
づく	農家における新規家族経営協定締結戸数	戸	13	10
りり	野菜ソムリエ育成数	人/年	0	1
<u> </u>	男女共同参画フェスティバル参加団体数	数	9	35

#### 第16回男女共同参画フェスティバルについて(案)

#### 1 開催の目的

田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すための啓発イベント。

市民活動団体が活動の発表や、団体同士・団体と一般市民同士が交流したりすることによって、自分らしく活動する人と人とのネットワークを広げる。

また、学習パネル展示や参加型のワークショップ等により、来場者への意識啓発を図る。

#### <u>2 令和5</u>年度SDGsフェスタの概要

○概 要 たはらエコ・ガーデンシティ構想の普及啓発を図る「たはらエコフェスタ 2023」と、 "みんなが自分らしく輝けるまち・たはら"の実現に向けて男女共同参画の啓発を図る「第 15 回男女共同参画フェスティバル」が融合し、「市制 20 周年 体験して学ぼう!田原 市 SDGs フェスタ」として、市民活動団体・事業者・行政との協働で開催し相乗効果に よる啓発を図る。

〇主 催 田原市男女共同参画推進懇話会、田原市、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会

〇日 時 令和5年7月30日(日)10:00~15:00(SDGsフェスタとして開催)

〇場 所 田原文化会館一帯 (予定)

○内 容 田原市男女共同参画推進懇話会としてブース出展、ワークショップ 男女共同参画に対する意識を啓発するための市民活動団体によるブース出展、ワークショップ等

環境に対する意識啓発のための市民活動団体、企業、県等によるブース出展、ワークショップ等

#### 3 令和6年度フェスティバルの概要(案)

- (1) フェスティバルについて
  - ○概 要 「たはらエコフェスタ」と、「男女共同参画フェスティバル」を融合し、「田原市 SDGs フェスタ」として、市民活動団体・事業者・行政との協働でで開催し相乗効果による啓発を図る。
  - 〇主 催 田原市男女共同参画推進懇話会、田原市、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会
  - 〇日 時 令和6年7月28日(日)  $10:00 \sim 15:00$
  - 〇場 所 田原文化会館一帯(予定)
  - ○内 容 田原市男女共同参画推進懇話会としてブース出展、ワークショップ 男女共同参画に対する意識を啓発するための市民活動団体、企業によるブース 出展、ワークショップ、販売等 環境に対する意識啓発のための市民活動団体、企業、県等によるブース出展、 ワークショップ等
- (2) 運営体制について
  - ○懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。
    - ①懇話会委員全員が部会メンバーとなり、その中から部会長、副部会長を選出する。
    - ②企画、準備、懇話会ブースの当日運営を運営部会で行う。
    - ③フェスティバル開催までに2回程度の運営部会を開催する。

○合同会議市役所他部署との連絡調整は企画課が行う。

- (3) 懇話会出展内容の検討
  - ○フェスティバル運営部会が準備
  - ○参加型のブース出展等
- (4) 懇話会ブース出展内容検討の留意点等
  - ○SDGsに関連付け、エコフェスタとの相乗効果を図りながら、フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が充分に伝わる方法を検討する。
  - ○若年層に対して男女共同参画の啓発を行う。
  - ○図書館と連携し、フェスティバル開催日に合わせて男女共同参画関連の本のPRをする。

#### <参考>これまでのフェスティバル (会場:田原文化会館)

第14回	◆令和4年7月31日(日) 12:45~15:00 講演会:安間優希氏 ※オープニングコンサート:視覚障害者団体 さくらんぼ 「性の多様性を知る ~自分らしく輝くために~」 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示、ワークショップ等)					
第13回	◆令和3年8月1日(日)12:45~15:00 渥美文化会館(田原文化会館から変更) オープニングコンサート:視覚障害者団体 さくらんぼ 講演会:マミーローズクリニック医師 宮本由記氏 「産婦人科医が語る大人にも知って欲しい現在の性教育」					
◆令和2年度 中止						
第12回	◆令和元年8月25日(日)10:00~15:30 市民劇団だもん de による演劇公演 「ジェンダーバイアスを越えて ~気づいてますか、日常でのすりこみ~」 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)					
第11回	◆平成30年8月26日(日)10:00~15:30 市民劇団だもん de による演劇公演「波のプリズム~華と雪~」 山内房子ミニコンサート、市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)					
第10回	◆平成29年8月27日(日)10:00~16:00 映画「この世界の片隅に」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体によるステージ発表 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示、ワークショップ等)					
第9回	◆平成28年8月28日(日)10:00~15:00 映画「奇跡のリンゴ」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ、フリーマーケット等)					
第8回	◆平成27年8月24日(日)10:00~16:00 映画「ぼくたちの家族」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表					
第7回	◆平成26年8月24日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「そして父になる」上映					
第6回	◆平成25年8月25日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー 映画監督 小松隆志さん× 映画評論家 高野史枝さん					

第1回~第5回は市民活動団体の出展、映画上映

#### 各委員の取組状況・意見

1

#### 河合 沙矢子 委員

#### ◎YAROMAIの取組

YAROMAI では本年度、田原市市民委託事業テーマ型

(男女共同参画) に申請し、こもれび助産院から助産師さんを招き 3 回に渡り 親子で学ぶ性教育を行っています。

第1回は8/6に開催しました。小学3年生以下の親子を対象とし、主にプライベートゾーンについてワークショップなどを通して学ぶ会になりました。子どもたちや保護者の方からも質問がたくさんあがったり、学校で学んだ内容だけだと空白になっていたところが埋まってすっきりわかった!という感想の声も届きました。保護者の方からも、家庭でどのように教えていったら良いのか学べたという感想を多く頂きました。

次回は 11/11 を予定とし、小学 4 年生以上の親子を対象とし、より具体的な妊娠の仕組みや避妊の方法など、子どもたちが自分ごととして自分自身を守るための内容にしていく計画中です。

第3回目は2/3を予定しています。

2

#### 清水 直美 委員

#### ◎意見等

性もまつわる事件が報道されるたびに、なぜもっと自分の身を守る教育がされないのだろうと思う。年、数回の交通安全教室があるように、心と体を傷つけないための教育が必要なのに!!学習指導要領には「妊娠の経過は取り扱わない」とうたっている。

科学的な性の知識であれば、人権の意識がしっかりあれば、被害を避けることもできたはずだ。正しい知識がないまま暴力的な性表現やゆがんだ情報がスマホを通じ流れる。その結果予期せぬ妊娠、性暴力や差別を繰り返すことに!!教育を受ける権利さえあれば傷ついた心と体で生きていかなくてもいいのに。

生きることと性は一体だ、性の多様性、ジェンダー平等の問題も性教育の欠如が根本にある。何とかならないだろうか。

3

#### 永田 みよ江 委員

#### ◎意見等

政策方針決定へ 女性の参加について 田原市プランの目標(2017-2026)

- 1. 審議会 委員会の女性参加比率 推進プランでは30%以上
- 2. 市役所管理職に占める女性の割合目標 35%
- 3. 教員の管理職登用 30%以上
- 4. 地域活動 参加率上昇

田原市で遅れている分野

1.議会11%16:22.農業員会5%19:1

3. 地域コミニュテー 0%

4. 防災分野 非常に少ない?

岸田総理が女性の大臣登用で「女性ならはでの感性・・云々」と発言、時代遅れ との批判がありました。男女区別なく登用が当たり前の国が増えている中、遅々と して進まない原因を考えてみたいです。

写真を添付しますが、役員全員が男性、女性の存在はどこにあるのかと考え込んでしまいます。

地域の差が激しいです。長年地に着いた地域活動を進めてきた人々が多い地域は、 女性と男性の議員数が 5:5 (日進市) また長久手市は女性の首長さんが当選されま した。

女性議員が増え、首長が女性だと、どんな変化が日常に起きるのか、良いことが たくさんあると思います。

フェステバルの家事 意識調査では、若い世 代は明らかに意識が変 化していました。2026 年までに出来る事を考 えたいです。



4

#### 諸橋 幸子 委員

#### ○会議で話したいこと

生活保護受給者が増えていると聞いて。(高齢者だとしたら) どのような状況の方が 生活が成り立たなくなっているのか、それが以下の女性特有の理由も一因とも聞く が、男女共同参画が推進されればこの様な理由で生活が成り立たなくなることが防 げるのか。

\*男女の賃金差が、そのまま年金差額となって生活水準が保てない。

\*農業や自営業、又会社員に扶養されている妻は国民年金加入義務がなかった時期に加えて国民年金のみでは自分の年金だけでは生活できない。

今パート勤務上限額で様々議論されていることも併せて考えてみたいです。

#### ○質問です

資料 2-1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携について

について、田原市も参加予定になっていますが、ファミリーシップ制度運用はいつ 頃を予定しているのでしょうか?

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)(概要)

令和6年4月1日施行(一部の規定を除く)

#### < 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化>

(現行)保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令(下記)を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令(身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止)
- ・同居する未成年の子/親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令(無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止)
- ・退去等命令(被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止)
- ※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定
- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの 「身体に対する暴力を受けた者、 「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
  - ◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる<u>身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫</u>により<u>心身</u>に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大 (現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」)
- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長 [10条1項~4項]

[10条1項~4項]

注:子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の 取消し制度(接近禁止命令の発令後6か月以降等)を創設 [17条3項~7項

- ③ <u>電話等禁止命令の対象行為</u>に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、 緊急時以外の深夜早朝 (午後10時~午前6時) のSNS等の送信、性的羞恥心を害する 電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加
- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件注1を満たす場合について、 当該子への電話等禁止命令注2を創設
  - 注1:被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀 なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等
  - 注2:対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等
- ⑤ <u>退去等命令の期間</u>について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、 申立てにより6か月(原則は2か月)とする特例を新設
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役/100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役/200万円以下の罰金

[29条]

[2条の2・2条の3]

#### <2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充>

- ➤国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、
  - (1) 被害者の自立支援のための施策注、
  - (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力 を必要的記載事項とする

注:「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

#### <3. 協議会の法定化>

→関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を 法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務(市町村は「できる規定」)、情報交換 の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設 [5条02~5条04・新30条]

# (概要 (令和5年法律第68号) 民の理解の増進に関する法律 H 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する

## 目的(1条)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に 関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必 要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって**性的指向及びジェンダーアイデンティティ** の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

### 定義 (2条)

## 「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「**ジェンダーアイデンティティ」** 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の 有無又は程度に係る意識

## 基本理念(3条)

全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を 享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェ ンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は ならない

### 国の役割

## 国民の理解の増進に関する施策の策定及び 実施の努力(4条)

- ・毎年1回、施策の実施の状況を公表(7条)
  - 基本計画の策定(8条)
- ※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・ 学術研究その他の必要な研究(9条)
- · 心身の発達に応じた教育及び学習の振興 (10条1項)
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他 の必要な施策(10条1項)
  - ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ 理解増進連絡会議の運営(11条)
    - ・指針の策定(12条)

## 地方公共団体の役割

# 国との連携を図りつつ、その、地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及が実施の策定及び実施の努力(5条)

- ・心身の発達に応じた教育及 び学習の振興(10条1項)
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(10条1項)

## 事業主等の役割

- ・労働者や児童等の理解の増進に自ら努める(6条)
- 事業主の役割(10条2項)
- ・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置
- 学校※の設置者の役割(10条3項)
- ・家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は 啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等 ※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。
- ・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関す / る施策への協力の努力(6条)

## 留意事項(12条)

措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が 安心して生活することができることとなるよう、留意する。

## 見直し規定

10 その結果に基づいて必要な措置を講ず この法律の施行状況等を勘案し検討を加え 施行後3年を目途として、 ・この法律の規定については、 公布,施行 令和5年6月23日